

防整技第7400号  
28.4.1  
一部改正 防整技第9457号  
令和元年11月1日

大臣官房会計課長  
地方協力局施設管理課長  
防衛大学校総務部管理施設課長  
防衛医科大学校事務局経理部施設課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部総務課長  
陸上幕僚監部防衛部施設課長  
海上幕僚監部防衛部施設課長 殿  
航空幕僚監部防衛部施設課長  
情報本部計画部事業計画課長  
各地方防衛局調達部長  
帯広防衛支局長  
熊本防衛支局長  
名護防衛事務所長  
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官  
( 公 印 省 略 )

自衛隊施設及び米軍施設におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の  
化学物質の抑制措置及び濃度測定について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設  
計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局地方協力企画課長、地方協  
力局提供施設課長

自衛隊施設及び米軍施設におけるホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制措置及び濃度測定について

室内空気中に発散されるホルムアルデヒド等の化学物質を抑制するため、次の事項に留意して自衛隊施設及び米軍施設の設計及び施工を行うこととする。

1. 材料等の適正な選択による対策

(1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン（以下「ホルムアルデヒド等」という。）を発散する材料等の使用制限の原則

対策をとる材料等	使用制限の原則
① <ul style="list-style-type: none"> <li>・合板</li> <li>・木質系フローリング</li> <li>・構造用パネル</li> <li>・集成材</li> <li>・単板積層材</li> <li>・MDF</li> <li>・パーティクルボード</li> <li>・その他の木質建材</li> <li>・ユリア樹脂板</li> <li>・壁紙</li> <li>・接着剤</li> <li>・保温材</li> <li>・緩衝材</li> <li>・断熱材</li> <li>・塗料</li> <li>・仕上塗材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホルムアルデヒドについて</li> </ul> 建築基準法施行令第20条の7に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料の使用を基本とし、該当する材料がない場合は、同条第1項第2号への適合を確認した上で第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセトアルデヒド及びスチレンについて</li> </ul> アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用する。
② <ul style="list-style-type: none"> <li>・家具</li> <li>・書架</li> <li>・実験台</li> <li>・その他の什器等</li> </ul>	①に掲げる材料を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

(2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン（以下「トルエン等」という。）を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則

対策をとる材料	使用制限の原則
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接着剤</li> <li>・ 塗料</li> </ul>	トルエン等の含有量が少ない材料を使用する。

(3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブ（以下「クロルピリホス等」という。）を含有する防腐・防蟻剤等の使用制限

対策をとる材料	使用制限
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木材保存剤(木材の防腐・防蟻等処理用薬剤)</li> </ul>	クロルピリホス等を含有しない非有機リン系の薬剤を使用する。また、加圧式防腐・防蟻等処理を行った木材は十分乾燥した後に現場へ搬入する。

(4) 可塑剤が添加されている接着剤の使用制限の原則

対策をとる材料	使用制限の原則
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接着剤</li> </ul>	可塑剤（フタル酸ジ- <i>n</i> -ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。

## 2. 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

## 3. 測定時期

測定は、施工完了後、工事建物の引渡し前に行うこととし、他機関等が実施する工事等が行われる前に実施することにより、責任の明確化を図る。

次の①及び②を確認して、(1)の測定対象化学物質全てを同時に測定する。

- ① 内装又は塗装等の施工が終了し、その後十分な換気が行われていること。
- ② 中央式空気調和設備のように換気を行いながら空気調和を行う設備がある場合は、設備の試運転が終了していること。

(1) 測定対象化学物質

測定対象化学物質	厚生労働省の指針値 (25℃の場合)
ホルムアルデヒド	0.08 ppm (100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
トルエン	0.07 ppm (260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
キシレン	0.05 ppm (200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
エチルベンゼン	0.88 ppm (3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
スチレン	0.05 ppm (220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

(2) 測定対象室

測定対象室は、建築基準法上の居室及び常時換気をしない書庫、倉庫等とする。

(3) 測定箇所数

測定箇所数については、測定対象室それぞれ1室以上を測定する。ただし、使用した材料、室の形状、換気設備等の仕様が類似しており同様の測定結果となることが予想される複数の室については、そのうちの1室以上を測定すればよい。

公務員宿舎について、別タイプの合棟による場合は、タイプごとに前述のとおり測定を行う。

なお、改修工事においては、全面改修（部分改修等の個別の室の改修を除く。）を対象とする。

選定された測定対象室内の測定箇所数は、次表による。

室の床面積A (m <sup>2</sup> )	A ≤ 50	50 < A ≤ 200	200 < A ≤ 500	500 < A
測定箇所数	1	2	3	4

(4) 測定方法

測定は、住宅の品質確保の促進等に関する基準に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5-6-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法により行う。ただし、パッシブ型採取機器を用いて測定を行う場合は、測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。

(5) 測定結果が厚生労働省の指針値を超えた場合の措置

測定結果が厚生労働省の指針を超えた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再測定を行い、指針値以下となることを確認する。